

さんむ SDGs パートナー宣言 申請ガイド

山武市総合政策部 企画政策課

I. 制度の趣旨

世界には、貧困や人権、自然環境など、様々な分野において深刻な問題が存在します。このような問題に対して、世界各国が一丸となって取り組む目標として策定されたのが SDGs です。

今後は、この SDGs の理念（誰ひとり取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会）に沿いながら、持続可能な地域・社会づくりを山武市全体となって推進していくことが重要です。

そこで、山武市では SDGs の推進に賛同する企業、団体、個人等をさんむ SDGs パートナーとして認定し、市とパートナーが連携し、SDGs の普及啓発及び SDGs の達成に向けた取組の一層の推進を図ります。

■ SDGs（エスディーゼーズ）とは

SDGs は、「持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までの世界共通の目標です。17のゴール（目標）と169のターゲット（より具体的な目標）で構成されており、「誰一人取り残さない」理念のもと、世界各国で SDGs の達成に向けた取組みが広がっています。



Ⅱ.「さんむ SDGs パートナー宣言」の申請手続き

■応募要件

パートナーの対象となる申込者は、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1)市内において活動を行う法人等であること。
- (2)パートナーとして、市とともに SDGs の普及啓発活動及び SDGs の達成に向けて取り組む意欲があること。
- (3)法令等を遵守しており、かつ、過去に重大な法令等の違反がないこと。
- (4)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

■宣言方法

「さんむ SDGs パートナー宣言申請書」(第 1 号様式)をメール、郵送等により市に提出してください。

【提出先】

山武市 総合政策部 企画政策課

住 所：〒289-1392 千葉県山武市殿台 296 番地

メール：kikakuseisaku@city.sammu.lg.jp

電 話：0475-80-1132

Ⅲ. 取組状況の見直し

パートナーは、少なくとも宣言の日から 1 年が経過するごとに、その内容や取組状況を確認し、必要に応じて内容を見直すよう努めてください。

Ⅳ. 宣言内容の変更及び取下げ

■宣言内容の変更

宣言内容に変更が生じたときは、「さんむ SDGs パートナー宣言内容変更申請書」(第 2 号様式)を提出してください。

■宣言の取下げ

宣言の取下げをしようとするときは、「さんむ SDGs パートナー宣言辞退届」(第 3 号様式)を提出してください。

Ⅴ. さんむ SDGs パートナーのメリット

- ①認定された法人等には、「さんむ SDGs パートナー宣言証」およびステッカー等を交付します。
- ②認定された法人等は、「さんむ SDGs ロゴマーク」を、名刺や会社案内等に使用することができます。
- ③SDGs の達成に向けて積極的に取り組む法人等として、市 HP 等で対外的に PR します。
- ④SDGs に関する情報を提供します(セミナー、勉強会等)。

VI. 注意事項

次のいずれかに該当する場合は、「さんむ SDGs パートナー」の認定を取り消します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載その他不正の行為があったとき。
- (2) 応募要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 法人等が解散等により連絡がとれないとき。
- (4) そのほか、市長がパートナーとして適当でないと認めたとき。